

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和３年度）

作成日 2021/10/27
最終更新日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和3年9月1日
国立大学法人名		国立大学法人高知大学
法人の長の氏名		櫻井克年
問い合わせ先		高知大学法人企画課 TEL：088-844-8899
URL		http://www.kochi-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		【経営協議会からの意見】 高知大学においてはかねてより学長のリーダーシップのもとガバナンス・コードの各原則について取り組んできましたが、このたび”高知大学Grand Design 2030”を策定したことにより、”Super Regional University”としての性格がより明確になりました。 また、教員の多様性を推進すべく、若手、外国人、女性教員を積極的に採用する考えも示しました。これらの目標設定は高く評価します。 他方、問題はその実現です。”Grand Design”を達成するには、大学に所属するすべての人材がそれぞれの役割、能力をいかに発揮できるようにすることが肝要です。 これを実現するためにも、外部に対して目標の達成度や組織運営の経過をより積極的に公表する姿勢が求められます。コンプライアンスはもとより、日々の大学運営についてもこれまで同様に透明性が保たれることを期待します。 【本学の回答】 本学の活動について積極的に広報活動を行い情報発信していくとともに、経営協議会において、議題審議の時間に加え、本学の活動を紹介し経営協議会委員から意見を伺う懇談を継続してまいります。

経営協議会による確認	更新あり	【経営協議会からの意見】 補充原則 1－3⑥（2） ダイバーシティの確保について 若手教員、外国人教員及び女性教員、及び障害者雇用についての積極的なコメントはありますが、高齢者についてのコメントがないことが気になるようです。 社会的には、今年度より改正高齢者雇用安定法が施行され、企業では70歳までの就業延長が努力義務になっています。65歳以上比率が30％近くになっている世界一の高齢化国である日本が、どのような高齢社会を創り上げるかは大きなテーマです。 日本でのダイバーシティは4大テーマ（女性、高齢者、障害者、外国人）と言われますが、大学としてのジェネレーションダイバーシティへの取り組みについては、今後への検討が必要となるのではないのでしょうか。 【本学の回答】 本学を定年退職された者は、本人の希望により65歳まで継続雇用されています。さらに、65歳以降も学長の戦略的な人員配置等により、雇用することもあります。また、改正高年齢者雇用安定法や国家公務員法等の関係法令を注視し、適切に高年齢者雇用を行っていきます。 本学を定年退職された者は、本人の希望により65歳まで継続雇用されています。さらに、本学独自の制度として、本学名誉教授を特任シニアプロフェッサーとして雇用するなど65歳以降の者を雇用することもあります。 一方で、国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン等において、若手研究者の在職比率の増を求められています。その他、財政上の制約等もあります。 これらのことを踏まえ、今後も引き続き、改正高年齢者雇用安定法や国家公務員法等の関係法令を注視し、高年齢者雇用を含めたダイバーシティの確保に努めていきます。 【経営協議会からの意見】 原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋 Grand Design 2030の策定にあたり「多数の教員、事務担当者が参加して検討を実施」したことが報告されているが、在籍している全教員への周知や意見収集の機会是与えられなかったのでしょうか。 各学部、組織に機会が与えられたのであれば、多数の、というより“全員が参加できる環境で意見を出し、各部の代表者がそれをまとめプランを策定した”といった表現ができれば、自律的にガバナンスを実行しているイメージとして伝わると思いますが、それは難しいのでしょうか。
-----------------------	-----------------	--

		【本学の回答】 ”Grand Design 2030”の策定にあたり設置した「大学改革実施検討本部」の構成員は、常勤理事、副学長、副理事、学長特別補佐のほか、6学部長、看護学専攻長、教職実践高度化専攻長、黒潮圏総合科学専攻長、共通教育主管、センター連絡調整会議議長、理事特別補佐ほかとし、学内の意見を集約できる体制としました。また、「大学改革実施検討本部」を設置する際、教育研究評議会においても議題としています。 実際に”Grand Design 2030”を取りまとめるにあたっては、6学部長やセンター連絡調整会議議長を通じて、できるだけ広く各部局の構成員の意見を聴いたところです。 上記により”Grand Design 2030”を策定したことから、全構成員から意見を聴いたとの表現はしていませんが、各部局の長経由で幅広く学内から意見を聴いたと考えています。
		【監事からの意見】 私ども監事は情報基準日における本学の国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書について令和3年9月6日に執行部より提出を受け、内容について意見交換を実施のうえ確認した結果、本報告書に記載されている事項については適切に開示されているものと認めます。 なお、前回報告書において実施していないとした「総合的な人事方針」 【補充原則1-3③】については、教員の人事基本方針については策定したものの職員の総合的な人事方針については情報基準日時点においては策定されていないことを確認しました。 つきましては、情報基準日において実施すべき原則のうち実施できていない原則については早急に体制等を整備するとともに、実施できている原則についても運用状況については継続的に確認するとともに、本学の多様なステークホルダーからの意見も取り入れつつ改善することで本学のガバナンス体制の一層の強化に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。 【本学の回答】 現時点で未策定となっている「職員の総合的な人事方針」は、具体的な内容に関する検討を経て、制定に向けての手続きを行ってまいります。具体的なスケジュールとしては、令和4年3月開催の経営協議会に諮った後の制定となります。 また、ガバナンス・コードにかかる報告書のフォローアップの機会を含め、適切にガバナンス体制の見直しを行ってまいります。
		<意見①> 【原則1-3】 【原則2-1-4】 財政上の新たな重点支援体制 【補充原則1-3③】 職員の総合的な人事方針 【補充原則1-3④】 第4期中期目標期間に対応した財政計画 上記原則への対応については令和4年度期首までに整備するとあります。つきましては、スケジュールリングを明確にしたうえで計画的に取り組んでいただきたい。

監事による確認	更新あり	【本学の回答】 「職員の総合的な人事方針」については、経営協議会に諮る事項と考えていますので、具体的な内容に関する検討を経て、令和4年3月開催の経営協議会に諮った後の制定となります。 また、「財政上の新たな重点支援体制」および「第4期中期目標期間に対応した財政計画」については、いずれも令和4年度以降の国立大学法人運営費交付金の予算配分方針が深く関わるものです。 このため、文部科学省からの第4期中期目標期間中の運営費交付金予算配分の方向性が明確になる本年12月末の予算伝達時以降に、本学の財政上の新たな重点支援体制、第4期中期目標期間に対応した財政計画を策定し、来年3月の全学財務委員会、役員会、経営協議会議を経て確定する予定です。
		<意見②> 【原則1-3】 【補充原則1-3③】 本学における障害者雇用の状況については、他機関の雇用状況と照らし合わせても良好だと認められます。引き続き障害者雇用には積極的に取り組んでいただきたい。 また、この事項のように具体的な数値を用いた表記は実施状況がより明確に理解できると考えます。今後とも可能な事項については具体的な数値等を掲げた報告を実施していただきたい。 【本学の回答】 障害者雇用について、現状の取組みを継続してまいります。 また、可能な事項については、今後本報告書に数値をお示しすることとします。
		<意見③> 【原則2-1-1】 【補充原則2-3-1③】 本学の学内の意思疎通を図るための方策としてSRUミーティングを開催する旨が記載されていますが、開催頻度が少ないように思われます。つきましては、SRUミーティングを定期的に開催して自由で活発な意見交換を実施することによる共通認識の醸成に取り組んでいただきたい。 【本学の回答】 "Super Regional University"を目指すにあたり、本学として取り組むべき課題をテーマとして、本学構成員と意見交換すべき機会ごとに適宜開催していくこととします。

		< 意見④ > 【基本原則4】 【原則4-2】 【基本原則4-2②】 本学の内部統制システムについては令和2年度に見直しが実施され新たな規則が制定され体制の整備が実施されました。しかしながら、情報基準日において内部統制委員会の具体的な活動等は実施されていません。つきましては、本学の内部統制システムのエンジンである内部統制委員会を定期的を開催することで内部統制の実効性を高めるよう取り組んでいただきたい。 【本学の回答】 今後、内部統制委員会を定期的を開催するとともに、必要性が生じた際には適宜開催していくこととします。
		< 意見⑤ > 本学のガバナンス体制については整備が整いつつありますが、ガバナンス・コードの本来の目的は体制の整備状況だけではなく、その運用状況が重要であると考えます。つきましては、ガバナンス・コードにおける各事項の運用状況についても継続的に点検をし、より適切なガバナンス体制の構築に取り組んでいただきたい。 【本学の回答】 本報告書の見直しを、各事項の運用状況について点検を行う機会と捉え、継続的に見直しを行っていく機会としてまいります。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を、下記に説明する原則を除き実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	更新あり	【補充原則 1－3③】（総合的な人事方針の策定） 総合的な人事方針のうち、第4期中期目標期間中の教員人事基本方針を令和3年7月に策定しました。職員の総合的な人事方針は、第4期中期目標期間期首までに策定します。 【補充原則 1－3⑥】（うち、総合的な人事方針の公表） 上記、補充原則 1－3③のとおりであり、策定後は速やかに公表します。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更新あり	本学は「教育基本法に精神に則り、国民的合意の下、地域社会及び国際社会に貢献しうる人材育成と学問、研究の充実・発展を推進する。」を建学の理念とし、この建学の理念のもと、教育、研究、地域連携とグローバル化に関する基本目標を掲げて大学運営を行っています。 これに加え、法令の定めによる目標、計画として、国立大学法人化された平成16年度以降、国立大学法人法の定めに従い、文部科学大臣から1期6年間に達成すべき目標を示した「中期目標」が提示され、本学において、この中期目標を達成するための具体的な計画を示した「中期計画」を策定しています。現在の第3期（平成28年度～令和3年度）の「中期目標」、「中期計画」の策定にあたっては、「高知大学教育組織改革マスタープラン」（平成25年5月）で取りまとめた内容を、教育研究組織の見直しに関する事項に反映するとともに、教育研究評議会において学内からの意見を、経営協議会において学外委員からの意見を伺った上で、文部科学省へ素案を提出しています。 さらに、第3期中期目標・中期計画期間においては、国立大学法人運営費交付金の重点支援の制度が創設され、本学は、主として人材育成や地域課題を解決する取組などを通じて地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み特色のある分野で世界ないし全国的な教育研究を推進する分類（重点支援①）を選択しています。重点支援①として大学を運営するにあたり、第3期中期目標を踏まえ、予算上の重点支援の枠組みに応じた「ビジョン」を作成し、「ビジョン」の実現に向けた具体的な改革の方針を「戦略」として定めています。 令和2年度より、第4期中期目標期間を見据え、高知という地域に軸足を置いた”Super Regional University”となり、「地域を支え地域を変えることができる大学」となることを目指し、”高知大学Grand Design 2030”の策定に向けた検討を開始し、令和3年4月にプランを策定しました。プランの策定にあたっては、役員会の下、「大学改革実施検討本部」（本部長：理事（総務・財務・企画担当））を設置し、検討課題ごとに7つの検討部会（座長：副学長、副理事、学長特別補佐）を立ち上げ、多数の教員、事務担当者が参加して検討を実施し、とりまとめた内容を次期中期目標・中期計画の素案に反映しました。 【公表資料】 ○大学の理念 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/rinen.html ○第3期中期目標・中期計画・年度計画等（平成28～33年度） https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/teikyo_3ki.html ○第3期中期目標期間における重点取組 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/governance_code.html ○「高知大学Grand Design2030」 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/governance_code.html

補充原則 1－2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	「教育組織改革実施本部」の下で、「高知大学教育組織改革マスタープラン」（平成25年5月）に基づき、学士課程の改組として、地域協働学部の新設、教育学部の改組（平成27年度）、農林海洋科学部及び人文社会科学部の設置（平成28年度）、理工学部の設置（平成29年度）を実施しました。大学院については、教職実践高度化専攻（教職大学院）（平成30年度）、地域協働学専攻の新設、理工学専攻、農林海洋科学専攻への改組（令和２年度）を実施し、さらに令和４年度に、自ら研究をリードし、研究成果の社会実装を通じて、イノベーション創出や地域における課題解決を推進することができる研究開発型人材（大学・研究機関又は企業等の研究者）、高度専門職業人（企業又は公設試等の技術者）を養成する応用自然科学専攻を設置するための手続きを行っています。 設置計画に関する状況は、本学ホームページに掲載（「学部・大学院等の設置に関する情報」）するとともに、「高知大学 2 0 2 2 大学案内」を作成し、学生募集を行っています。 【公表資料】 ○「学部・大学院等の設置に関する情報」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/settikeikaku.html ○高知大学 2 0 2 2 大学案内 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/daigaku_annai.html
補充原則 1－3 ⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		国立大学法人法の規定に則り、「国立大学法人高知大学役員会規則」、「国立大学法人高知大学経営協議会規則」、「国立大学法人高知大学教育研究評議会規則」を制定し、審議事項を定めることにより、運営と教学における責任体制を明確にしています。 法人運営に関する検討組織として、法人における中長期の将来構想を検討、法人の運営力強化に関する戦略の企画・立案等を通じて法人の理念と目的の実現を目指す「高知大学経営企画推進機構」（機構長：学長、構成員：学長、理事）を置いています。 また、教学に関する全学組織として、本学の学士課程、修士課程、専門職学位課程、博士課程に関し、教育課程の実施と教育の内部質保証の推進について審議する「高知大学全学教育機構」（機構長：理事（教育担当））を置いています。 上記のとおり、法人運営、教学に関する全学組織が明確な役割分担の下に運営される体制となっています。 【公表資料】 ○「令和３年度 国立大学法人高知大学執行体制」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/sikkou_taisei.html

補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	教員の多様性の推進等を定めた総合的な人事方針として、第4期中期目標期間中の教員人事基本方針を令和3年7月28日に策定しました。当該基本方針においては、教員の多様性を高めるため、若手教員、外国人教員及び女性教員を積極的に採用することとしています。特に、若手教員及び女性教員は新規採用者のうち、原則6割を若手教員、原則3割を女性教員とすることで組織の若返り及び多様化を図ることとしています。 職員の総合的な人事方針は、現時点では未策定ですが、事務局長を中心に関係各課において議論し、第4期中期目標期間首までに策定します。 本学においては、教職員の雇用に関し、以下の取組みを行っています。 また、教員に関し、若手女性研究者を退職者の後継候補者として国際公募し、選考する女性後継者テニュアトラック制の整備や、国内外の研究者と協力してIODP（International Ocean Discovery Program）等の国際プロジェクトを推進するために国際公募し選考するなど、ダイバーシティの確保等に積極的に取り組んでいます。 また、障害者雇用の促進、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的な配慮の提供等について本学教育学部附属特別支援学校と連携しながら取り組み、同校の卒業生の受け入れも行っていることから、障害者の法定雇用率2.6%のところ、本学では2.93%となっています。 【公表資料】 ○「第4期中期目標期間 教員人事基本計画」 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/governance_code.html
---	-------------	---

補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	本学では、国立大学法人としての社会的な役割を果たすべく、国立大学法人法等の法令を遵守しつつ、自主・自律的活動を継続するために必要な安定的な財政基盤を確保すべく、国立大学法人運営費交付金をはじめ公的資金の支援のほか、自己財源の確保に努めています。 また、確保した資金を活用するための支出額を計画的に執行するため、収支状況を見通す中期的な財務計画について、平成28年度当初に、平成28年度から令和3年度までの第3期中期目標期間に対応した財務計画を策定しています。 第3期中期目標期間中は、この財務計画を各年度の学内予算編成に合わせて、修正を行い、人件費の抑制をはじめ計画的な財務計画の実行のための確認材料として活用してきました。 この中期的な財務計画は、本学の将来的な経営計画の策定に活用するためのものであり、本中期目標期間中の退職教員の後任不補充等の人事方針の策定に際して活用しています。また、本計画上見込まれる財源不足を解決するためにキャンパス駐車料金の徴収や職員宿舍料の改定など自己収入の確保策の策定にも活用しています。 なお、令和4年度以降の第4期中期目標期間に対応した財政計画については、令和4年度期首までに策定する予定です。 【公表資料】 ○「中期的な財政計画」 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/governance_code.html
補充原則 1－3⑥（4）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等 （法人の活動状況や資金の使用状況等）		本学は、国から国立大学法人運営費交付金の交付を受けて法人を運営しているという公共的性質に鑑み、教育・研究に係る活動の状況を取りまとめ、コストの見える化を図っています。 具体的には、教育・研究上のコストの見える化のため、毎四半期ごとに、収支状況の前年度比較とその要因や各部局ごとの予算執行状況をグラフ等を使って分かりやすく説明した「財務状況報告書」を作成し、役員会、経営協議会に報告したうえ、学内教職員に周知を行っています。これ以外にも、学部・研究科等別の予算・決算情報を毎年資料化し、全学財務委員会に報告後、学内グループウェアを利用して教職員に周知しています。 また、国立大学法人法の規定に基づき公表される財務諸表においては、令和元年度から各部局別のセグメント情報を附属明細書に記載しており、学内教職員はもとより、広く一般の方にも本学のコストに関する情報を公表しています。さらに、財務諸表等の定型的な解説のみならず、各部局の活動状況を写真を交えて報告するほか、同規模国立大学との財務指標の比較を行い、他の国立大学と比較した本学の位置づけなどを示した「財務レポート」を作成し、本学ホームページで公表しています。 【公表資料】 ○令和2年度 財務諸表（第17期事業年度） https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/ ○財務レポート https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/financial_report.html

補充原則 1－4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		「役員等候補者の育成に関する基本方針」（役員会決定）を定め公表しています。 学長から指名された副学長・副理事等は、各担当のキーパーソンとして法人経営のコア業務を所掌しています。直近では、次世代に向けて創造的で持続可能な教育研究や大学運営を実現していくため、中・長期的な本学の教育研究及び社会貢献や国際交流等の理念、その取組の方向性及び具体性を示す”高知大学Grand Design2030”を策定することを目的として設置された高知大学「大学改革実施検討本部」において、副学長等は、作業部会（WG）の座長を務め、学部長等とともに細目の検討を行うことで、法人経営の一端を担わせ、将来の経営人材としての育成を図っています。 早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成するために、中堅の事務職員（課長補佐級）を対象に「理事特別補佐（理事から特別の指示された事項を処理することを目的とし、理事の推薦に基づき、事務職員の中から任命され、教員（副学長等）と協働して理事を補佐している）」を設置し、役員の下で企画業務等に従事させ、法人経営の一端を担わせています。 さらに、大学トップマネジメント研修（政策研究大学院大学）、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（国大協）及び大学マネジメントセミナー（国大協）に管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を積極的かつ計画的に参加させ、次代の経営人材を育成しています。 【公表資料】 ○役員等候補者の育成に関する基本方針 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/governance_code.html
---	--	---

原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		「国立大学法人高知大学組織規則」に、理事、副理事、副学長について規定しています。 理事は、同規則において「総務・財務・企画」、「教育」、「研究・評価・医療」、「地域・国際・広報・IR」、「ワークライフバランス」、「法務」の業務をそれぞれ担当し、当該業務について学長を補佐して業務を掌理することが規定されています。理事は、学長自ら大学運営に関する能力、大学改革に関する意欲を確認したうえ任命しており、「ワークライフバランス」、「法務」担当理事は、その専門性から外部の者を任命しています。なお、同規則の規定に基づく学長の代理及び国立大学法人高知大学役員会規則に規定する役員会議長の代理として、理事（総務・財務・企画）が指名されていることが、役員会議事要録に明記されています（令和2年5月13日開催）。 副理事は、同規則において、理事の職務を助ける副理事を置くことができること、理事からの推薦に基づき学長が指名することを規定しており、「総務・財務担当」、「総務担当」、「評価・IR担当」の3名の副理事が発令されています（基準日現在）。 また、副学長は、同規則において、学長を助け校務をつかさどる者を、学長が指名することとしており、「総務担当」、「教育担当」、「研究担当」、「地域連携担当」、「国際連携担当」の5名の副学長が発令されています（基準日現在）。 何れの役職についても、面談等を通じて学長が全ての選考を中心的に担うことにより、学長をトップとして、大学のビジョンを実現していくための大学運営を行うことが可能な組織となっています。 【公表資料】 ○国立大学法人高知大学組織規則 http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/110001.pdf ○「令和3年度 国立大学法人高知大学執行体制」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/sikkou_taisei.html
原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録		「国立大学法人高知大学役員会規則」を定め、学長、理事で構成する役員会を組織し、法人運営上の重要事項について審議・決定を行っています。 適時かつ迅速な審議を行うため、各月2回の定例役員会の開催に加え、必要に応じ臨時の役員会も開催しています。役員会の議事録は、次回の役員会において承認を得たのち、遅滞なく本学ホームページに公開しています。 【公表資料】 ○役員会議事録 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/gakunai_kaigi/yakuinkai.html

原則 2－3－2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		「どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのか」は学長及び常勤理事間で共有されています。4名の常勤理事が「総務・財務・企画」、「教育」、「研究・評価・医療」、「地域・国際・広報・IR」の業務を所掌しており、これらの業務以外に、男女共同参画、倫理・人権問題、働き方改革への対応等、これまでの学内資源だけでは対応が困難な事項に対して、弁護士等の高度な専門性と経験・知見を持ち、本学に新たな見識をもたらす外部理事を2名（「ワークライフバランス」、「法務」）登用することで、専門性の観点や第三者の視点から経営体制を強化しています。 【公表資料】 ○高知大学役職員の状況 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/yakuin-simei.html ○「令和3年度 国立大学法人高知大学執行体制」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/sikkou_taisei.html
補充原則 3－1－1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		「国立大学法人高知大学経営協議会規則」において、外部委員に関し、「国立大学法人高知大学の役員または職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い見識を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者」（第2条第3号）と定めており、教育研究評議会においては、外部委員候補者について、現職、略歴、実績を示し、同会議から適切であるとの意見を得たうえで学長が任命しています。 また、経営協議会を開催するにあたり、会議における議論が充実するよう委員に対して資料の事前説明を行うとともに、本学の運営に対して、議題について審議する時間とは区切って、テーマを設定し経営協議会外部委員からご意見をいただいています。 【公表資料】 ○国立大学法人高知大学経営協議会規則 http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120002.pdf ○経営協議会議事要録 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/gakunai_kaigi/keiei_kyogi.html ○経営協議会学外委員からの意見等への取組状況 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/gakunai_kaigi/keiei_kyogi_torikumi.html ○経営協議会の活性化のための取組みについて（高知大学） http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/governance_code.html

補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		学長選考会議においては、求められる学長像等を含む「国立大学法人高知大学学長選考基準」を自ら定め公表しています。 第1次候補者について投票を行うこととしている学内意向投票については、学長選考等規則第13条第1項の規定において、最終選考における「参考」という位置づけである旨を明確にしており、学長選考会議が自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、選考結果、選考過程及び選考理由について公表しています。 【公表資料】 ○学長候補者選考 http://www.kochi-u.ac.jp/gakutyousenkou/ ○学長候補者の選考結果（情報公開等/情報提供のお知らせ/20.国立大学法人法第12条第8項の規定による公表事項等） https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00127349/190725kouji.pdf ○国立大学法人高知大学学長選考基準 http://www.kochi-u.ac.jp/gakutyousenkou/
補充原則 3 - 3 - 1 ② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		学長選考等規則第14条第1項において、任期に関し、4年再任有6年限りとして規定しています。なお、平成26年度において、学長の任期について学長が適切にリーダーシップを発揮することができるよう改めて検討を行いました。その後も選考の都度、学長選考会議において、学長選考基準の審議・確認を行い、任期、再任の可否等についても記載することとしており、求められる学長像等とあわせ、公表しています。 【公表資料】 ○国立大学法人高知大学学長選考等規則 http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120012.pdf ○国立大学法人高知大学学長選考基準 http://www.kochi-u.ac.jp/_files/00099448/170622senko_kijun.pdf
原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長選考等規則第15条から第18条までの規定において、解任を申し出るための手続について規定し、公表しています。また、学長選考基準においても、学長の解任手続について記載し、公表しています。 【公表資料】 ○国立大学法人高知大学学長選考等規則 http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120012.pdf ○国立大学法人高知大学学長選考基準 http://www.kochi-u.ac.jp/_files/00099448/170622senko_kijun.pdf

補充原則 3－3－3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長選考会議は、国立大学法人高知大学学長の業績評価実施要項を定め、学長選考の適正性を担保するため、学長がその職務を適切に遂行していることを選考時の判断に沿って確認することとしており、学長の任期が4年の場合は在任2年目の末まで、任期2年（再任）の場合は1年目の末までに、学長の任期中の業績について評価し、結果を公表することとしています。また、業績評価の結果を踏まえ、必要があると認める場合は、学長に対して支援及び助言を行うこととしています。 【公表資料】 ○学長の任期中の業績評価結果 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00136297/200318gyouseki_hyoka.pdf
原則 3－3－4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		大学総括理事を置いていないため、公表等について該当しません。
基本原則 4 及び原則 4－2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	本学の教育・研究・社会貢献活動に加え、経営状況や管理運営状況について、本学ホームページを中心に、幅広く情報の公表を行い、透明性を確保しています。 内部統制については、平成27年3月25日開催の役員会において、「役員会」を「内部統制委員会」として位置付けることとし、業務の諸課題等については、学長、理事、事務局長、事務局各部長ほか出席する「本部運営会議」において、随時、報告、意見交換を行い、最終的に役員会で統制を図ることで内部統制システムを運用してきました。 監事からの「コンプライアンスに関する監査」に関する報告書を受け、令和2年度に、本学における内部統制について規定した「国立大学法人高知大学内部統制規則」及び「国立大学法人内部統制委員会規則」を制定し、内部統制システムの見直しを行いました。 また、法人監査室では、国立大学法人高知大学内部監査規則に基づき、事業年度毎に監査計画書を作成し、業務監査及び会計監査を実施しており、コンプライアンスに違反した事実等が発生した場合には、必要に応じ臨時監査を実施する場合があります。 【公表資料】 ○高知大学における内部統制（概念図） http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/governance_code.html ○国立大学法人高知大学内部統制規則 http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120037.pdf ○国立大学法人高知大学内部統制委員会規則 http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120038.pdf

原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		国立大学法人高知大学情報公開に関する規則を定め、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報公開を適切に行っています。 また、法令等に基づき公表することとされている情報について、本学ホームページの「情報公開等」のページを中心に、情報公開を行っています。情報の追加等については、適宜更新を行っています。 加えて、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても、ホームページ、SNS、広報誌、財務レポート、環境報告書等の情報誌や報告書などにより分かりやすく公表しています。また、定例記者会見の実施や報道関係者との懇談会を実施するなど、メディアに対する情報提供の機会も活用した情報の公表にも取り組んでいます。 【公表資料】 ○情報公開等 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/ ○高知大学ホームページ http://www.kochi-u.ac.jp/ ○高知大学facebook https://ja-jp.facebook.com/kochiuniversity/ ○高知大学Twitter https://twitter.com/KochiU_News ○高知大学広報誌 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/ ○財務レポート https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/financial_report.html ○環境報告書 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/kankyoku_houkoku.html ○定例記者会見 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/kisyakaiken/index.html
---	--	--

補充原則 4－1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		ホームページにおいて、幅広く情報を公表するとともに、SNSでは学生を主な対象として情報を公表等し、受験生に向けては入試情報専用のホームページによる情報公表を行うほか、Webオープンキャンパスの実施や高知大学での学び、学部や入試に関する概要をYouTubeの公式チャンネルで動画を公表するなど、対象、内容、方法等を選択し公表しています。なお、ホームページにおいては、学生、卒業生、地域の方など訪問者に応じたポータルサイトを設け、訪問者が必要な情報へのアクセスが容易になるよう取り組んでいます。また、自治体、同窓会とは、対面で懇談、交流する機会を設け、情報発信とともに、懇談、交流における関係者からの意見、質問等を各理事の下で業務に活用等する機会とするなどしています。 【公表資料】 ○情報公開等 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/ ○高知大学ホームページ http://www.kochi-u.ac.jp/ ○高知大学facebook https://ja-jp.facebook.com/kochiuniversity/ ○高知大学Twitter https://twitter.com/KochiU_News ○YouTube 高知大学公式入試チャンネル https://www.youtube.com/channel/UC5Gq86CW1STl0FEqk_2MWpw
---	--	---

補充原則 4－1② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	学生が身につけるべき能力については、各学部・学科・コース、専攻のディプロマポリシーとその根拠となる能力を、【知識・理解】【思考・判断】【技能・表現】【関心・意欲・態度】【統合・働きかけ】の5つの区分に応じて策定し「高知大学教育に関するポリシー」として大学ホームページで公表しています。 【公表資料】 ○「ディプロマポリシー」 http://www.kochi-u.ac.jp/kyoikujoho/06/kyoiku_policy.html 学生の大学教育に対する満足度については、在学生調査及び卒業生に対する調査の結果を、大学教育創造センターホームページで公表しています。 【公表資料】 ○「高知大学まなびのプロフィール」（在学生及び卒業生を対象に実施した調査結果のフィードバック用リーフレット） http://www.kochi-u.ac.jp/daikyo/publications.html#anchor-manabiprof ○「卒業生調査結果」及び「高知大学の学びに関するアンケート結果」（在学生調査） http://www.kochi-u.ac.jp/daikyo/reports.html 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること（卒業率、進学・就職者数並びに主な就職分野及び就職先、教員採用者数・公務員採用者数、国家試験合格状況（医学部））については、「教育情報の公表」として大学ホームページで公表しています。 【公表資料】 「教育情報の公表」 http://www.kochi-u.ac.jp/kyoikujoho/ 「資格取得者数」 http://www.kochi-u.ac.jp/kyoikujoho/06/sikaku_syutoku.html
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/index.html ■医療法施行規則第7条の2の2 及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.kochi-ms.ac.jp/~hsptl/outline/director2.html ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.kochi-ms.ac.jp/~hsptl/outline/i-anzen.html